

(1) 免除の資格者及び免除の範囲は、次のとおりとする。

免除を受けることができる者	免除の範囲
免許職種に関し、1級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者	実技試験の全部及び 学科試験のうち関連 学科
免許職種に関し、2級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導 方法及び関連学科の 系基礎学科（当該免 許職種に係る職業訓 練指導員試験に係る 系基礎学科と同一の 系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導 方法
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）に合格した者	学科試験のうち関連 学科の系基礎学科又 は専攻学科（フォ ークリフト科、建築物 衛生管理科及び福祉 工学科に係る職業訓 練指導員試験にあつ ては、学科試験のう ち関連学科）
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連 学科の系基礎学科 （当該職業訓練指導 員試験に係る系基礎 学 科 と 同 一 の 系 基 礎 学 科 に 限 る 。
免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練を終了した者	学科試験のうち関連 学科
学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	学科試験のうち関連 学科

(2) 免許職種に係る免除の資格者及び免除の範囲は、次のとおりである。

免許職種	免除を受けることができる者	免除の範囲
溶接科	ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）による特別ボイラー溶接士免許を有する者	実技試験の全部及び 学科試験のうち関連 学科
電子科	電波法（昭和25年法律第131号）による第1級無線技術士の免許を有する者	実技試験の全部及び 学科試験のうち関連 学科
自動車整備科	自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）による1級四輪自動車整備士、1級2級自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士、1級ジーゼル自動車整備士、1級三輪自動車整備士又は2級二輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	実技試験の全部及び 学科試験のうち関連 学科